

# 電気通信市場検証会議（第22回）

## 議事要旨

- 1 日時：令和3年6月11日（金）17:00～18:30
- 2 場所：WEB会議による開催
- 3 出席者：
  - ・ 構成員（五十音順）  
浅川構成員、池田構成員、大橋座長、高口構成員、佐藤構成員、田平構成員、中尾構成員、西村構成員、林座長代理、森構成員
  - ・ 総務省  
竹内総合通信基盤局長、今川電気通信事業部長、吉田総務課長、大村事業政策課長、川野料金サービス課長、梅村データ通信課長、飯村事業政策課市場評価企画官、大内料金サービス課企画官、渋谷消費者行政第一課企画官、矢野消費者行政第一課消費者行政調整官、田部井事業政策課課長補佐、田中料金サービス課課長補佐、中島料金サービス課課長補佐、仲田料金サービス課課長補佐、水井電気通信技術システム課番号企画室課長補佐

#### 4 議事

- (1) 開会
- (2) 議題
  - ① 電気通信事業者の業務の状況等の確認結果について
  - ② スイッチング円滑化タスクフォース報告書について
- (3) 閉会

#### 5 議事要旨

##### (1) 電気通信事業者の業務の状況等の確認結果について

（飯村事業政策課市場評価企画官、田中料金サービス課課長補佐及び中島料金サービス課課長補佐から資料22-1、22-2及び22-3に沿って説明。討議の内容は以下のとおり。）

**中尾構成員：** 資料22-3についてコメントする。今般、NTTドコモがNTTの子会社となったところ。今回、禁止行為規制や契約について確認が行われ、今のところ禁止行為に反するような問題はなかったと報告されているが、こういった点はかなり国民の関心事であると思う。歴史的に見ても、一回グループ会社として分割された経緯があるところ、モバイルに関しては統合が行われるような動きになり、注目されているところなので、競争事業者からも指摘があったとおり、今後も注視していく必要がある。

一方で、NTTドコモとその特定関係法人、競争事業者だけでなく、客観的な視点で問題が起きていないか検証していくことも重要であると考え。これに付随して、資料22-3の6ページと8ページに構成員限りの情報があるが、これらの情報について何故構成員限りとなっているのか、理由があるのであれば教えていただきたい。特に問題がないのであれば、積極的に開示していく必要があると考える。

**林座長代理：** 中尾構成員から指摘があった点とも関係するが、本年3月5日に、公正競争確保の在り方に関する検討会議の報告書案が公表された。今後、報告書がまとまり次第、そこで挙げられた論点については、本検証会議の次年度の年次計画等へできる限り反映していただき、かつ本検証会議で毎年検証できるように準備を進めていただきたい。

その上で、資料22-3の2ページや3ページの一番下の※の点について、NTTドコモの完全子会社化をはじめとするNTTグループ一体化に関して、同検討会議での検討内容を踏まえた遵守状況の詳細な検証が必要という指摘がなされているので、ここはぜひ本検証会議で検証を進めていただきたい。特に、NTTグループにおいては、今年の夏頃以降、NTTドコモにNTTコムやNTTコムウェアを統合させる計画があると昨年末の報道で知った。こうした統合計画によって、今後、NTTドコモとNTTコムとの法人営業やネットワークが一体化されると承知しているが、ネットワークの一体化とはどういうものか等、その具体的な内容についてはよくわからない。本検証会議で、例えば非公開の事業者ヒアリング等による実態把握を行い、これらのNTTグループ一体化に係る課題について、競争への影響の有無、あるいは程度について、予断を持たずに、公平中立な立場から本検証会議において検証することが必要であると思う。

**佐藤構成員：** 資料22-1の19ページについて、接続料の算定等に関する研究会等でかなり議論がなされ、卸料金の値下げの実施が決まったのは大変望ましいと思うが、やはり市場競争による価格低下が起こりにくいため、総務省の対応として、今後も注視ということではあるが、一定程度の期間を置いて、この卸料金の適正化に関する検証を改めて実施することも大事であると思う。

次に、資料22-2の2ページについて、データ接続料については、アクションプランで示された目標よりもかなり前倒しされているという点は大変よいと思うが、一方で、今後の需要の予測や、今後のデータ量の将来原価方式による予測接続料に関する計算が収れんしていくのはなかなか難しいのではないかと思う。一定程度、統一的な対応をしないと、算定方法が異なったり、原価の抽出方法が異なったりして、この予測が全く外れてしまうことも生じ得るかと思う。一定程度の試行錯誤が必要だということは十分理解するが、やはりある程度統一化された指標や、すぐということではないが、ガイドラインを整備することも検討いただきたい。

**池田構成員：** まず資料22-3の2ページや3ページの下※にある競争事業者からの懸念について、NTTドコモの完全子会社化をはじめとするNTTグループ一体化について、中立的な立場から検証していくべきという点について、私も強く賛成する。また共同調達や、機器メーカーへの出資・業務提携等についても、競争上の影響を把握していくのが重要であると思う。

次に、資料22-1の5ページと9ページについて、今回、新規開通の際のフレッツ光との開通納期の差について課題の指摘があり、具体的には9ページに記載のとおり、NTT東西のフレッツ光とそのサービス卸を比較した場合に、NTT東西が10日間程度で開通できているのに対し、サービス卸は約20日程度と倍近くかかっていることが多いということであった。なぜこういう差が出てきているのか、関係事業者ヒアリングして実態把握をすることのことだが、消費者から見て、現在、在宅ワーク等で固定系インターネットを早く開通させたいというニーズが高まっていると思うため、この開通時期の差が合理的に説明できないようなものであれば、

競争への影響が大きいように思うので、詳しく検討、調査していただきたい。私は神戸市で消費者苦情処理審議会の委員を務めているが、サービス卸ではなく接続の形態でのインターネットサービスでも開通の遅れがあると消費者から苦情が出ているため、関係事業者へのヒアリングにおいては、卸先事業者だけでなく、接続事業者に対してもヒアリングを行っていただきたい。

最後に、資料 22-1 の 19 ページにおいて、サービス卸先事業者からの意見・コメントとして、NTT東西の運用コスト／システム開発コストに対する事業者の負担が想定より大きく、利益を圧迫している構造になっており、これらの運用コストを補うためにも、卸料金のさらなる値下げが必要であるという意見が出ている。この意見の主眼としては、卸売料金の適正化を求めるものだと思うが、最初の部分で、「NTT東西の運用コスト／システム開発コストに対する事業者の負担が想定より大きく」という点が気になった。NTT東西と卸先事業者の力関係において、優越的地位の濫用が起りやすいのではないかと思うので、事業者が負担しなければならないとされている運用コスト／システム開発コストが適正な水準になっているのかという点についても、気をつけて見ていく必要がある。

**西村構成員：** 資料 22-2 について、佐藤構成員からも指摘があったが、データ接続料等の需要算出方法の明確化、あるいは原価抽出方法の統一といった議論についてコメントする。

どこまでMNO間で統一が可能なのか、そしてそれをどう実現していくのかについては非常にセンシティブな問題でもあろうかと思う。総務省がルールを作ることが妥当なのか、それとも事業者間でのベストプラクティスのような形で情報交換をするのが正しいのか。センシティブな情報もあるため、どこまで接続料の適正・公正・透明性を確保しつつ実現をしていくのかは、総務省の方にかかっていると考える。

というのも、昨日、公正取引委員会から公表された「携帯電話市場における競争政策上の課題について」の中で、MVNOの競争環境を確保するために様々な点が指摘されている。中でも総務省への要請として、総務省が取り組まなければならない競争政策上の観点も含まれていると理解しており、引き続き、この検証会議ではないかもしれないが、競争政策上、MNOとMVNOの競争というものを大きく捉えるならば、十分理解していかなければいけない点である。

**田部井事業政策課課長補佐：** まず、中尾構成員の御指摘について、客観的な情報・データに基づいて検証すべきであるという点について御指摘のとおりだと思うので、そのために必要なデータ等について、来年度以降の検証では留意して検証を進めるべきと考えている。また、構成員限りの情報に関する御意見について、検証のプロセスの透明性という観点からは、極力、真に必要な情報に限って構成員限りとすることが望ましいのではないかと思うので、来年度以降、真に必要なものに限るように精査したい。

次に、中尾構成員、林座長代理、池田構成員から御指摘があったが、資料 22-3 にあるとおり、NTTドコモの完全子会社化等を踏まえて、公正競争確保の在り方に関する検討会議での検討内容を踏まえた検証が必要ではないかという点について、同検討会議については、現在、報告書案が出されている段階であり、今後、報告書が取りまとめられて以降、今年度の市場検証の結果等も踏まえて、改めて市場検証会議において、検証の在り方について御議論いただきたいと考えている。

さらに、池田構成員から共同調達の検証について御指摘があったが、昨年度の市場検証会議において、NTTグループの共同調達についても市場検証会議の場で検証するというように事務局から発言しているところ、来年度以降、検証していきたい。また、池田構成員から、資料22-1に関連して、工事の開通納期の差についての確認に関する御意見があったが、この点については、今後、必要な情報を得るなどして、検証を進めていきたい。

**田中料金サービス課課長補佐：** 池田構成員から、工事の開通納期の関係で、接続事業者にもヒアリングを実施すべきというお話があったが、令和3年度の接続約款のパブリックコメントの中でも複数事業者から意見があり、電気通信事業部会でも御議論いただいたところである。その中で、総務省においてきちんと実態把握をし、何が理由となっているのか、どう改善できるのかについて検討するようにとの御意見をいただいております、現在、実態を調査するべく準備をしている。この点については、我々としても明らかにしていきたいと考えている。

また、資料22-1の19ページについて佐藤構成員から、引き続き検証を行ってほしいとの御意見をいただいた。対応方針には、令和3年度の検証しか記載されていないが、NTT東西については、状況が改善されない限り毎年検証を実施することとしているため、1年に1回、毎年11月末に検証結果の報告を受ける予定であり、佐藤構成員の指摘する継続的な実施を総務省としても予定している。

また、池田構成員から指摘のあった、資料22-1の19ページについて、事業者からの意見のうち「運用コスト／システム開発コスト」についての記載について御説明する。アンケートの記載をそのまま記載しているため誤解を与える表現であったかと思うが、NTT東西のシステムコストについては卸料金の中に含んで請求されるため、この意見は基本的には卸料金の引下げを求める意見だと認識している。このため、基本的には卸料金の引下げという現在対応している方向性で、ある程度はそこに対するよい影響を与えているかと思うが、こういった点も含めて、そもそもシステムコストの適正性といった観点もあるかと思うので、引き続き総務省でも注視していきたい。

**中島料金サービス課課長補佐：** 佐藤構成員と西村構成員から、データ接続料の需要や予測の統一化・ルール化について御意見をいただいた。

モバイルの将来原価方式に基づく算定は、今回で2回目であり、まだ佐藤構成員からの指摘にあったような「収れん」をしている状況ではないと承知しており、総務省としても引き続き検証していきたい。

また、西村構成員から、先日の公正取引委員会からの報告書についてコメントいただいたところ、総務省においても、接続料の算定等に関する研究会で議論を進めているところであり、その議論を踏まえながら、接続料の適正化に向けて引き続き対応していきたい。

**大橋座長：** 構成員限りの情報の部分は、他の事業者も含めて、こういったルールで構成員限りの情報としているのかを見直していく中で、公表の方向で検討していくということであり少し時間を要するという発言だったかと思うが、事務局からの回答についていかがか。

**中尾構成員：** 十分に議論を尽くした上で、公開が構成員限りとされている情報につ

いて、公開することに意義があるという結論になれば、ぜひ積極的にオープンにしていくべきと考えている点は同意見である。私が懸念するのは、例えばこういう資料において構成員限りの部分が白抜きで公開されることによって、余計な疑義等が出てくることを恐れており、先ほど事務局から回答があった客観的な視点での検証が行われていくのであれば、本日の資料で構成員限りの情報となっている部分は、私が見る限り特に公開しても問題ないのではないかと思うので、無用な議論等を生まない体制にしていくことが重要と考える。したがって、方針に関して異論はない。

**大橋座長：** 個社情報の取扱いという点については、事務局としても引き続き検討していただきたい。

**森構成員：** 本日議論があったうちでは、開通納期の差異の問題や、MNOによるキャッシュバックの問題、これは事業者間の競争上の問題でもあるが、行き過ぎれば、特にキャッシュバックというものは消費者にとってよく分からない料金体系であり、消費者間の差別にもつながるものであると、我々はモバイルにおける議論で経験して学んできたことである。いずれ、上記のような問題が顕著になってきた場合には、消費者保護の観点からも対応が必要になる。まずは事実関係として、開通までの期間やキャッシュバックといった情報を集めて、競争への悪影響を分析し、ゆくゆくは消費者に対する影響を検討するということになるかと思う。まだそこまでは至っていないかと思うが、このような観点から興味深く見ている。

**中尾構成員：** キャッシュバックに関してコメントする。資料の中で「過度なキャッシュバック」という言葉が登場するが、「過度」というところは不明確な点があるので、過去には数十万円のキャッシュバックが宣伝に使用されたという事象があったかと思うが、「過度」というところの定義と、それが競争に与える影響については明記した方がよいと思う。

加えて、本検証会議で我々はこういった意見を出しているところ、最近の傾向としては、私が傾向観測をしている限りでは、数十万円といったキャッシュバックの過度なものについては収まったようにも見えるが、実際に、本検証会議の議論を通して減っているのか。キャッシュバックによって消費者が行動するというのはあまり正常な状態ではなく、本当に公正な市場形成ができていないように思えないが、我々の議論の効果として、どの程度そういった公正な方向に向かっているのかといった最近の傾向等があれば教えていただきたい。

**田中料金サービス課課長補佐：** まず、過度なキャッシュバックの「過度な」という点についてであるが、基本的には、価格圧搾、つまりコスト割れで提供するような状況が生まれている場合には、他の競争事業者を排除するおそれがあり、その点を検証することになる。ただ、この数字だけで判断するのではなく、例えば市場における契約数の動き方や利用者の状況等も勘案しながら判断する必要がある、「過度な」という点に関しては、基本的にはそのような点を検討することになるかと思う。

また、キャッシュバックの状況と市場検証会議の関係について御質問があった。定量的なデータが今手元にないため具体的には申し上げられないが、御指摘のとおり、かつては20万円のキャッシュバックなどが横行していたが、最近は、全くなくなった訳ではないものの、数十万円単位のキャッシュバックはあまり見なくなったという点で、同様の認識を持っている。この点は、本検証会議でも総務省の検討

状況を一度御報告して御議論いただいているが、令和元年6月に、不当競争の具体例として、4年間のコストと料金を比較した時に、コスト割れが生じている状況がないかという考え方を総務省として示しており、そういったものを踏まえて事業者も対応していると理解している。その検討においては、本検証会議でのコメント等も踏まえて作成しているため、こういった点からは本検証会議の御議論が市場に良い影響を与えている面もあるのではないかと考えている。

**林座長代理：** 過度なキャッシュバックでの囲い込みの問題は非常に大事だと考える。令和元年10月に施行された改正電気通信事業法によって、過度なキャッシュバックや違約金が1,000円を超えるような過度な拘束契約については、新規契約では禁止された。他方で、その改正法の施行前に締結された契約、いわゆる既往契約については、施行後に契約したものではないので違法ではないという整理と理解している。恐らく、既存事業者の既往契約利用者というのは何千万単位で存在していると思うが、携帯市場における競争が活発化している現在においても、そういった改正法の趣旨に反する契約に拘束される利用者が多く残る状況というのは、新規事業者との公平な競争環境という意味においても望ましくないと思う。後の議題であるスイッチング円滑化タスクフォースの親会である、競争ルールの検証に関するWGにおいて議論されているようであり、先日6月9日に開催された競争ルールの検証に関するWGの事務局資料を見たところ、先ほど指摘した点についても議論されているようであったので、本検証会議にも競争ルールの検証WGでの議論の結果について報告いただきたい。

**川野料金サービス課課長：** 先日の競争ルールの検証に関するWGにおいて、まさにその既往契約についてご議論いただいたところ。本検証会議は競争ルールの検証に関するWGの親会議ということになるので、本検証会議でも問題意識を持ってモニタリングをするということであれば、事務局としても準備して報告するようにしたい。

**中尾構成員：** 私も以前からこの件に関して関心を持っていたので、簡単でもよいので本検証会議で報告いただきたい。

**田平構成員：** 既に構成員から指摘があったが、特に国民の関心事について更に分析していく必要があるという点に賛成であり、併せて、今後の分析や監視及びその公表内容についてもメリハリをつけていく必要があるのではないかと考える。

例えば、資料22-1の開通納期の差異について、まず事実としてそういうことがあるのかということと、競争への影響という点での評価の問題というのはまた違う段階の議論だと思うので、どういう方法を使って調査し、どういう事実が判明し、それがどのように評価されるのかということが、段階ごとに公表されると、より納得感が高められるのではないかと考える。

## (2) スイッチング円滑化タスクフォース報告書について

(中島料金サービス課課長補佐から資料22-4及び参考資料に沿って説明。討議の内容は以下のとおり。)

**中尾構成員：** 本検証会議との関連でいうと、乗換えの阻害要因を排除するというこ

とが、市場を活性化すると同時に公正な市場をつくっていくという上で非常に重要な施策であると思うので、そういう観点で紹介があったものかと思う。

事業者間の乗換えの円滑化という点に関して、4つの施策を紹介いただいたかと思うが、1つには、キャリアメールの持ち運び実現の検討の項目で、20%のユーザが、キャリアメールにより事業者間乗換えの円滑化が阻害されているという結果が出たと説明があった。こういったエビデンスを紹介しながら、その対策としてこういった施策を実施しているということが分かるようになっているとよいかと思う。

次に、円滑な乗換えの促進という観点では、2、3、4つ目の施策については、キャリアメールなど、もともと利便性を高める目的で導入されたシステムが、意図せず乗換えの円滑化の阻害要因となっているものへの対策であり、5番目に紹介されたeSIMについては、新しい仕組みを導入して、乗換えを手軽にするため推進されるものである。そのため、分かりやすくする意味で、これまでつくってきたものが阻害の要因になっている観点を取り除くということと、新しい技術によって乗換えを手軽にしていくという方向性があるということと、一緒にせず分けて説明をするということも、国民への説明の観点では有用かと思う。

**森構成員：** 中尾構成員からもコメントがあったが、キャリアメールについてはやはり使われなくなってきたと言われているので、エビデンスを更新していくことが必要だと思う。特にキャリアメールを変えたくないから乗り換ええないという人がどの程度いるのか、これは減ってくると予想されるため、適宜新しい情報を示して、スイッチングとは無関係であると判断されるようになれば、乗換えの阻害要因には含めないことにするのがよいと思うので、エビデンスのアップデートをお願いしたい。

**高口構成員：** 中尾構成員、森構成員の御指摘とも少し関連するが、今回、乗換えを手軽にするという目的のために、様々な施策に迅速に取り組んでおり、実現に向かって進んでいるかと思っている。今回説明のあった各施策は、乗換えを手軽にするための手段であり、乗換えが手軽になるというのが最終的な狙いである。そのため、こういった施策を講じた結果、どの程度実際の乗換えが手軽になったのかという結果について、こういった場所で検証するかは様々な議論があるかと思うが、定量的に、それが難しければ定性的に、検証するような機会があることを期待する。

**佐藤構成員：** 先の3名の構成員と論点は同じところかと思うが、キャリアメールの持ち運びについて、2割程度の利用者がそれをネックにしているとしており、それについて今回議論がされている。それは大変よいが、その2割がどういう消費者かが問題である。現在どういうプランを使っている消費者に、特にそういう方が多いのかなど、もう少し詳細な情報を考慮した上で、その消費者の特性に応じた狙い撃ちのような形で政策を考えると、どのような消費者の乗換えがより手軽になっていくかが変わり得るかと思うので、その対象者についてももう少し議論した上で、御検討いただきたい。

**中島料金サービス課課長補佐：** キャリアメールの「持ち運び」について、20%の人が事業者乗換えのネックになっていると総務省のニーズ調査において回答している点等のエビデンスの更新については、引き続き行っていきたい。

また、佐藤構成員から、もう少し詳細な情報を考慮した上で検討すべきとの御指摘があったが、現時点では情報が取れていない部分もあるため、今後、どういう情

報が把握できるかも含めて検討し、中尾構成員、高口構成員から御指摘があった定量的・定性的な検証について、キャリアメール以外についても見据えながら、引き続き検討していきたい。

**(3) 今後のスケジュール等について**

田部井課長補佐から、次回の市場検証会議の日程については6月28日(月)13時から開催することについて説明があった。

(以上)